10　農林水産省（特区第10次 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
100010	オオクチバスの飼養、保管、運搬、引受、購入等の禁止の緩和	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第4条、第5条、第8条	1　オオクチバスは、我が国の生態系及び漁業に被害をもたらすことから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号　以下、「法」という。）に基づき、法施行時の平成17年6月から特定外来生物に指定されている。 2. 特定外来生物は、飼養等（飼養、保管、運搬）、譲渡し等（譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り）等が禁止されており、法及び主務省令で定める目的及び基準に適合し、主務大臣（オオクチバスについては環境大臣及び農林水産大臣）の許可を得なければ飼養等をしてはならないこととされている（法第4条、第5条及び第8条）。 3. なお、オオクチバスの指定時に既に漁業法に基づく漁業権が設定されていた湖については、「第5種共同漁業権に係る特例」として、飼養等の基準等を別途定め、一定の条件の下での飼養を認めている。	池原ダム湖をバス釣り場として運営していくには、新たにバスの成魚を放流していかなければ成り立ちません。その為にはオオクチバスの保管、運搬等が必要になること。又、オオクチバスの譲渡（引受(購入等)等も必要になる為。この禁止措置の緩和をお願いします。	当過疎地域（下北山村・上北山村）に年間1.5～1.8万人の釣り人が全国から訪れ、地場産業の少ない地元に2ほぼ経済的波及効果は年間約6億円と推定され、非常に大きなものになっております。このバス釣りが減少、衰退するとそのマイナス影響は目に見えております。従い地域活性化や経済効果に貢献しているバス釣り場を今後とも維持、継続していく為に「オオクチバスの放流を行ない、バス釣り場として運営できるようにしたい。	「外来生物法」が施行され、今後のバス釣り客の減少の影響を危惧しており、当池原ダム湖でのバス釣り場として定期的な放流等が出来なくなり、結果バス釣り場として成り立たなくなる事が予想される為。 今後、地元警察、広域消防等の協力のもと、ダム湖における清掃、安全確保、湖面監視、水難防止等に努める。	C		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律は、生態系及び農林水産業に被害をもたらす侵略的な外来生物については、その輸入や飼養、運搬さらには放つことを全国一律に規制し、あわせて野外に定着した個体の防除を推進することによってその被害の防止を図ることを目的としている。 オオクチバスは、生態系、農林水産業に甚大な被害をもたらす典型的な生物として法施行時から特定外来生物に指定された生物であり、自然環境下での放流を前提とした飼養、保管、運搬、引受、購入等の禁止を緩和することは上記の本法の趣旨から認められない。 なお、指定時に既に漁業権が設定されていた4つの湖（河口湖、芦ノ湖、山中湖、西湖）については、既得の権利の保護及び漁業法に基づく漁業の履行上の登会を図る観点から一定の条件の下での飼養を認めているものであり、これを他の水域に新たに適用することは外来生物法の趣旨そのものに反する。	池原ダムは外来生物法の指定以前からブラックバス釣りの盛んな地域であり、関連する貸船業者、旅館などブラックバス釣りによる地域振興が生業の維持に直結している住民が多く、指定時に漁業権を持っていたことを根拠に権利保護が措置された既存の4湖と事情が変わるものではない。揚水式ダムであり閉鎖性が強い本地域のような場合に限り、特例を認めても良いのではないか。石提案者意見を踏まえ、回答されたい。	池原ダムは日本有数のバス釣り場のメッカであり、隣接する宿泊施設、スポーツ施設等は村民にも広く利用されている。他府県から多くの観光客も訪れ、バス釣客の地元に与える経済効果は、将来の事業継続の大きな要因である。池原ダムは下流域の七色ダムとの間で水を循環する発電用揚水式ダムであり、湖水は、発電時に発電用タービンを通過するか地水時に水勢をブロックする110m下の隧整池コンクリート壁に当て上後でしか流出せず、生きて魚がダムを出ることは困難である等、一般的な河川のダムとは異なる。閉鎖性の強い当ダムでブラックバスを放流してもダムに留まり、御懸念される魚の拡散等の被害や悪影響を及ぼすことはないと考える。	C		外来生物法は輸入や飼養、運搬等から放つことまでを一貫して禁止することによって特定外来生物による被害の防止を図るものであり、ダム湖やため池の人為による一定の改変が加えられた環境下での放流を前提とした飼養、保管、運搬、引受、購入等の禁止を緩和することは認められない。	池原ダムは、バス釣りの最も盛んな地域の一つであり、同ダム湖におけるバス釣りの振興は、地域経済の動向に直結している。 このようなことに、かんがみ、外来生物法の飼養等の禁止について、提案者の求める緩和ができないか、右提案者意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	周村の基盤産業である建設業、林業が低迷して8昨今、池原ダム湖におけるバス釣り場には、全国から多くの釣り客が訪れ、地場産業の少ない地元の旅館業・ガソリンスタンド・ボート業者等に多大な経済効果をもたらしており、過疎化の進む村に村外からの若者の定住等雇用の創出を考える重要な観光資源である周村の位置づけている。この度の規制についても認識してますが数年前までは、青少年を対象とした「ブラックバス・フィッシングスクール」を開催し社会的ルール や自然とのふれあい等について研鑽して参りました。今後管理釣り場として確立できれば自然生態系等のレくみや自然保護を訴える場としても活用出来ると考え再々度提案致します。	C		外来生物法は輸入や飼養、運搬等から放つことまでを一貫して禁止することによって特定外来生物による被害の防止を図るものであり、ダム湖やため池の人為による一定の改変が加えられた環境であっても、自然環境下での放流を前提とした飼養、保管、運搬、引受、購入等の禁止を緩和することは認められない。	1019010	下北山村漁業協同組合、上北山村漁業協同組合	農林水産省 環境省
100020	池原ダム湖におけるオオクチバスの第5種共同漁業権魚種に認定する。	漁業法第11条第6項に基づく農林水産大臣の指示	1　第五種共同漁業権（主に内水面において営む漁業で、許可の条件として、増殖に適した水面であること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要。）については、都道府県知事が漁場計画を樹立し、対象魚種、　漁場等を指定して、免許している。 2　オオクチバスについては、漁業法第11条6項に基づく農林水産大臣の指示により、当分の間、漁業権の対象としないこととされている。 3　また、オオクチバスは、「特定外来生物」に指定され、飼養（飼養、保管、運搬）、譲渡（譲渡、譲受け、引渡し、引取り）等が禁止されている。	現在、日本国内で認可されている湖が関東に4湖あります。関西に認可されている湖はありません。認可されてる湖と同様な条件を満たせば第5種共同漁業権認定をこの関西の池原ダムに設定をして頂きたい。	当過疎地域（下北山村・上北山村）に年間1.5～1.8万人の釣り人が全国から訪れ、地場産業の少ない地元に2ほぼ経済的波及効果は年間約6億円と推定され、非常に大きなものになっております。このバス釣りが減少、衰退するとそのマイナス影響は目に見えております。従い地域活性化や経済効果に貢献しているバス釣り場を今後とも維持、継続していく為に「オオクチバスの放流を行ない、バス釣り場として運営できるようにしたい。	第5種共同漁業権を取得する事により今後は地元警察、広域消防等の協力のもと、ダム湖における清掃、安全確保、湖面監視、水難防止等に努める。	C		オオクチバスを第五種共同漁業権の対象とすることは、生態系及び農林水産業に被害をもたらす侵略的な外来生物の輸入、飼養、運搬、放流等を全国一律に規制し、併せて野外に定着した個体の防除を推進することによって、外来生物による被害の防止を図るという方針（「新・生物多様性国家戦略」、「水産基本計画」、「外来生物法」）に反することとなるため、認めることはできない。	池原ダムは外来生物法の指定以前からブラックバス釣りの盛んな地域であり、関連する貸船業者、旅館などブラックバス釣りによる地域振興が生業の維持に直結している住民が多く、指定時に漁業権を持っていたことを根拠に権利保護が措置された既存の4湖と事情が変わるものではない。揚水式ダムであり閉鎖性が強い本地域のような場合に限り、特例を認めても良いのではないか。	C		漁業法第11条6項に基づく農林水産大臣の指示発出後、外来生物法が制定される等規制が強化されている状況を踏まえれば、この指示を見直すことはできない。	C		池原ダムは、バス釣りの最も盛んな地域の一つであり、同ダム湖におけるバス釣りの振興は、地域経済の動向に直結している。 このようなことに、かんがみ、外来生物法の飼養等の禁止について、提案者の求める緩和ができないか、右提案者意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	周村の基盤産業である建設業、林業が低迷して8昨今、池原ダム湖におけるバス釣り場には、全国から多くの釣り客が訪れ、地場産業の少ない地元の旅館業・ガソリンスタンド・ボート業者等に多大な経済効果をもたらしており、過疎化の進む村に村外からの若者の定住等雇用の創出を考える重要な観光資源である周村の位置づけている。この度の規制についても認識してますが数年前までは、青少年を対象とした「ブラックバス・フィッシングスクール」を開催し社会的ルール や自然とのふれあい等について研鑽して参りました。今後管理釣り場として確立できれば自然生態系等のレくみや自然保護を訴える場としても活用出来ると考え再々度提案致します。	C		外来生物法は輸入や飼養、運搬等から放つことまでを一貫して禁止することによって特定外来生物による被害の防止を図るものであり、ダム湖やため池の人為による一定の改変が加えられた環境であっても、自然環境下での放流を前提とした飼養、保管、運搬、引受、購入等の禁止を緩和することは認められない。	1019020	下北山村漁業協同組合、上北山村漁業協同組合	農林水産省
100030	輸入粗飼料一種わらサイレージの規制緩和	植物防疫法 家畜伝染病予防法	日本に輸入される稲わらについては、植物防疫法及び家畜伝染病予防法により規制。 （1）植物防疫法 植物防疫法第7条第1項、植物防疫法施行規則第9条、同規則別表2、農林水産省告示（中国産稲わら裏面に係る農林水産大臣が定める基準）の規定により、朝鮮半島及び台湾を除く地域からの稲わらの輸入が禁止されているが、中国から輸入される稲わらについては、蒸熱処理施設において、飽和蒸気を用いて温度を80℃以上、その温度以上で4分間以上の消毒を行ったものに限り、輸入が認められている。 （2）家畜伝染病予防法 家畜伝染病予防法第36条の規定により、同法施行規則第43条の表の地域から輸入される「穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く）及び飼料用の乾草」については、農林水産大臣が指定する施設で国際獣疫事務局（OIE）の基準に基づき、農林水産大臣の定める基準（①100℃以上の蒸気により、当該わら及び乾草の温度を10分間以上 80℃以上に保つ、②18℃以上の密閉容器内でホルマリン消毒を実施（樹包されたわらにあっては、真空装置を使用し、ホルマリン消毒を実施））に従って消毒されたものを検査輸入が禁止されている。 中国については、口蹄疫の清浄性が確認されていないため、農林水産大臣が指定する施設において、規定の加熱消毒が行われたものについて、輸入が可能となっている。ただし、現在、輸入のための遵守条件を日中当局間で協議中であり、実質的に輸入停止中である。	現行法で粗飼料として輸入されている稲わらは、口蹄疫及び稲の病害虫侵入防止のため、中国大連市で指定されている蒸熱施設で処理されているのみ輸入が許可されている。 しかし、2005年5月28日付で輸入一時停止措置が発動され、稲わらの供給が中断し、鹿児島県の肉用牛経営に多大な影響を及ぼしている。 稲わらを熱湯処理し、サイレージ加工すると口蹄疫及び稲の病害虫侵入は防止できるので、世界各地域からの稲わら輸入の規制を緩和する。	・鹿児島県は、全国有数の畜産県で黒毛和牛の飼養頭数は全国の19.3%を占め、全国1位である。安全・安心・美味な「鹿児島黒牛」の特長は、稲わら多給により、肉質、香り、風味を作って、地域ブランドとして高い評価を得ている。・上質な牛肉づくり及び経営安定のためには規制緩和により世界各地から不安なく、稲わらが安定供給できる方策を確立することが必須である。添付資料（二）の資料1、資料2参照　・肉用牛経営の競争力強化のためには、稲わらの安定供給とコスト削減が重要な課題である。稲わらの輸入方法及び処理が広くなれば、地域間競争が激化し、価格が下がることも期待できる。添付資料（三）の5.「稲わらサイレージのコスト削減効果」参照	・鹿児島県輸入粗飼料利用者協議会は、県内の大規模肉用牛経営事業者が中心となり、2005年7月に結成し、活動を実施した。添付資料（三）（五）参照 ・大規模肉用牛事業者の経営安定及び規模拡大のためには、輸入粗飼料に依存することが不可欠であり、下記の代替措置を提案する。代替措置 　具体的には、現行法で規定される条件以外の方法、すなわち ・稲わらをサイレージ加工することで、PH4.0前後になり、口蹄疫は不活化、死滅するため侵入防止ができる。 ・稲わら原料を90度前後で、5分～10分間程度の熱湯消毒処理をすれば、イネの病害虫は死滅する。 ・トレーサビリティーの確立により、情報開示、リスク管理が可能であり、検疫官立合は不要である。　・提案が認定されると、鹿児島県志布志港、又は、中国吉林省のいずれかに稲わらサイレージ工場の建設を検討する。 添付資料（六）参照	（1）植物防疫の観点 　提案にある処理方法については、病害虫の侵入・まん延防止が確実に図られることが技術的に確認されておらず、病害虫の侵入及びまん延のおそれがあることから、認めることはできない。 （2）家畜衛生の観点 　提案にある処理方法については、口蹄疫ウィルスを適切に不活化させることができる方法としてOIEの基準に基づき、農林水産大臣が定める基準に合致しておらず、口蹄疫の発生及びまん延のおそれがあることから、認めることはできない。	提案者にとり、稲ワラの確保が現実の課題であることにかんがみ、提案に対して認められないとするだけではなく、どのように稲わらの安定供給を実現するのか、右提案者意見と併せ検討し、回答されたい。	C	Ⅲ	わらの安定供給対策として、稲わらサイレージを提案したが、農水省の回答では、長期にわたる専門的知識を必要とし、早急な対応は困難と思われる。しかし、稲わらの供給については、緊急対応を求めており、提案に対し困難とするだけでなく、その用滑伏飼を図るための打開策を提示してもらいたい。問題であるのは、2005年5月28日付けの稲わらの輸入一時停止措置であり、一刻も早い撤除が必要である。輸入再開のための協議が行われているのは承知しているが、いつ再開できるのか、既存の指定施設で再開条件が整わないのであれば、新たな新規業者の参入を認めるなどの環境整備も含め、今後の輸入再開までの見通しを示して欲しい。	C	Ⅲ	中国からの稲わらの輸入一時停止措置については、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、環境省、経済産業省、内閣府、内閣官房、内閣法制局、国税庁、水産庁、林野庁、資源エネルギー庁、中小企業庁、特許庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、中国経済産業局、中国運輸局、中国地方整備局、中国地方環境事務所、中国地方環境事務所、中国地方環境事務所

10　農林水産省（特区第10次 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
100070	鳥インフルエンザの病性検査に用いるHA亜型同定用抗血清所への提供（鳥インフルエンザの病性検査を県家畜保健衛生所でも実施可能とする）	高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日付農林水産大臣公表）	家畜保健衛生所における検査で発生が疑われた場合、直ちに動物衛生研究所に検体を送付し、迅速に確定検査を実施している。	迅速かつ効率的に高病原性鳥インフルエンザを診断し、早期の防疫措置に差手するため、A型インフルエンザウイルスHA亜型同定用抗血清を県家畜保健衛生所に提供する。	家畜保健衛生所で発育鶏卵培養法により型インフルエンザウイルスが分離された場合、速やかに高病原性鳥インフルエンザの病性検査が可能となるよう、HA亜型同定用抗血清（H5及びH7）を家畜保健衛生所に配布し、より迅速な防疫措置の着手が可能となる体制を確立する。	高病原性鳥インフルエンザを疑う事案に際し、県は速やかに当該農場のみならず周辺農場に対し移動自粛を要請する等、迅速に本病のまん延防止を措置する必要がある。 しかし、高病原性鳥インフルエンザの診断となるA型インフルエンザウイルスHA亜型の同定は独立行政法人動物衛生研究所（茨城県つくば市）で実施されており、家畜保健衛生所から動物衛生研究所までの検体搬送に時間を要するため、まん延防止措置の開始が遅れる。	C	Ⅳ	1　家畜の伝染性疾病のうち、高病原性鳥インフルエンザをはじめとする、伝播力や病性が強く、早期発見と適切なまん延の防止が国際的にも重要視されている疾病の病原体（ウイルス）の同定や、性状確認等については、①発生した場合における社会的・経済的影響が大きいこと、②検査結果いかんでは、全国的な防疫措置を図る必要があること、③病原体の適正な取扱いが必要であること、④国際的にも緊急される検査水準の確保が必要であることから、政府の機関である動物衛生研究所において一元的に対応する必要がある。 2　鳥インフルエンザウイルスは他の疾病の病原体とは異なり、多くの血清亜型が存在し、かつ、同一のHA亜型についても抗原性の異なる複数のタイプがある。さらに、その抗原性は変化し続けているため、同定は、世界的な流行状況を踏まえ、多種の血清を絶えず万全に整備し、遺伝子配列の解読等も併用して行うことが必要である。 しかし、同定に使用する血清は市販されておらず、動物衛生研究所において作成している血清は高度に管理された特定の施設で多大な工程、時間を経て作成されているところであり、県の家畜保健衛生所等へ配布する量の作成は困難である。 また、判定についても、ニューカッスル病ウイルスとは異なり、他のHA亜型ウイルスとの交差反応性や、NA抗原によるHI検査への影響を考慮して行う必要があり、熟練を要する。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	1　高病原性鳥インフルエンザは、伝播力や病原性が強く、社会的・経済的にも影響が大きい家畜伝染病であることから、迅速の確な病性鑑定とまん延防止措置が重要であり、異常鶏の発生に際しては、県として速やかに原因究明を実施し、それが高病性であるか否かの判断に基づき、発生農場周辺の地域において初動防疫を講じる必要がある。 2　動物衛生研究所が確定診断及びウイルス性状の検査を行うことに異論はないが、発生農場における病性鑑定及び防疫措置は県が実施するものであり、可及的速やかな対応が求められる。このため、初動防疫の判断根拠として、家畜保健衛生所におけるHA亜型（H5及びH7）の判定が可能となる体制が必要である。	C	Ⅳ	1　動物衛生研究所から家畜保健衛生所への血清の配布、家畜保健衛生所におけるHA亜型の判定が困難であることは前回の回答の通りである。 2　病性鑑定の開始時点で、発生状況等から法定伝染病が強く疑われる場合においては、家畜伝染病予防法に基づく隔離、移動制限等の措置を講じることとなっており、これまでも国と都道府県が連携して、HA亜型の判定の確定を待たずに、直ちに適切な初動防疫措置を講じてきている。 なお、国としては、血清亜型が判明した段階で、直ちに都道府県に連絡しているところである。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	本病防疫指針によると、鳥インフルエンザに感染している強い疑い（一定以上の死亡率（10%）が確認され、A型インフルエンザウイルスが分離された場合）のある場合には、疑似患畜として移動制限等の防疫措置ができるとなっているものの、これらの条件だけでは、確定診断（HA亜型検査）で陽性になる場合があることから、直ちにHA亜型を判定することが欠かせない。さらに、家禽に対して一定以上の死亡率を示さない型インフルエンザウイルスが存在することから、HA亜型の検査が必要である。こうしたことから、家畜保健衛生所におけるHA亜型の判定が可能となる体制が必要と考える。	C	Ⅳ	1　家畜保健衛生所においてHA亜型の判定が可能となる体制をとることが困難であることは、これまでの回答の通りである。 2　なお、移動制限等の初動防疫措置を講じる際に、HA亜型判定の確定を待たずに、一定以上の死亡率を示すなどの臨床症状に加え、リアルタイムPCR法等の補助診断法の結果を参考として判断を行うことは可能である。	1080100	兵庫県	農林水産省
100080	地図混乱地域における、地目変更登記申請要件の緩和			本人若しくはその代理人が行うこととされている、表題部に係る登記事項変更申請について、事業実施予定者が代行して行うことができるよう緩和する。 条件として、地権者の同意を原則とするが、連絡がとれない場合には権利保全の観点から、次の4点を満たして実施する。①通常の手続を行っても地権者と連絡をとることができない土地であること。②変更前には、変更の旨を公告し異議申し立てを受け付けること。③変更は、事業に伴う一時的なものとし、事業終了後には、同一の地目と地積に復元すること。④公共性の高い事業に限ること。	本地域では、排水不良などの生活基盤と、農業基盤の整備が要望されていることから、土地改良事業を計画している。 地図混乱状態での導入は困難であり、規制緩和により整理したうえで事業化する。 なお、地籍調査も進められいるが、同様の理由により進捗は極めて遅く、早期の解決は期待できない。 規制緩和の組み合わせとしては、民間企業等の農地利用集積を検討している。 事業の区域として想定している地域は、国営農業水利事業により基幹水利施設が整備され末端整備が計画されている約1,500haであり、地域の特性としては地図混乱地域である。	本地域は地図混乱地域であり、さらに複雑な土地利用形態であるため、あらゆる基盤整備の障害となっているほか、個々の地権者も分筆や相続等で苦慮している。 かつて事業を断念しており、主な障害は2点ある。 第一は登記目的で土地の売買が行われた部分があり、その後遡正な手続きがなされておらず、所有者と連絡のとれない土地が多数介在していたため、各種手続きが実質上不可能となり推進できない。 第二は海岸地帯で防風林が散在しており、地目変更が不可欠であるが公図混乱地域において全地権者がそれぞれ変更資料を揃えて手続きを行うことは困難である。 原因の解決が図れなかったため、農林水産省に対して事業採択要件緩和や連用緩和を要望したが例外は認められないとのことであった。															1088010	浚崎土地改良区	法務省 農林水産省
100090	バイオマス発電における遊休農地の活用促進	農地法第3条、第4条、第5条	・耕作目的で農地の権利移動を行う場合には、農業委員会又は都道府県知事の許可が必要。 ・農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものにするための所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可（4ha超の場合には農林水産大臣の許可）が必要。	野菜ときのこ栽培のため借り入れた遊休農地の一部で炭焼き、バイオマス発電が行えるように規制を緩和されたい。	①遊休農地を借り入れて、野菜ときのこ栽培を行う。 ②借り入れた遊休農地の一部を使い、木質間伐材・チップ・ペレットを原材料とするバイオマスエネルギーの生産とバイオマス発電を行う。このため、借り入れた農地に、バイオマス発電に係る装置を設置し、運転したい。 ③さらに、②と同時に炭焼き・木炭・竹炭・木酢液作りを行いたいので、その製造装置を設置したい。	多摩里山バイオマスエネルギーシステムでは、里山の自然環境や生物多様性の保全を目的とした森づくり活動と、これらの活動を通じて得られるバイオマスをエネルギーに変換し、活用するバイオマス・コージェネレーションシステムを検討し、その実践と農業を併せ行いたいと考えている。このため、遊休農地の借り入れを検討しており、借り入れ後は、野菜ときのこ栽培を行い、また、その農地の一部を活用してバイオマス発電装置等の設置を行いたいと考えているが、農地にこれら施設の設置を行うことができない。私たちは雑木林の管理と手入れにより生物多様性と自然生態系との調和・共生を図り、バイオマス・エネルギー生産による熱エネルギーの供給とバイオマス発電とを行う等により、再生エネルギー使用への転換とCO2排出削減による地球温暖化防止に貢したいと考えており、規制の緩和を求めたい。			D	—	③について 農地法第3条第2項各号の要件を満たす農業経営を継続的に行う者であれば農地の権利取得が認められることとなっている。なお、ものこ栽培において、農地を耕作すると認められない場合には、農地法第5条の農地転用許可を得ることにより、栽培用地の取得が可能である。 ②③について 良好な営農条件を備えている農地以外の農地であって、周辺の営農に支障がない等の要件を満たす場合、農地転用許可を得ることにより、装置を設置することが可能である。															1095010	多摩里山バイオマス・エネルギーシステム	農林水産省
100100	新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止	農地法第3条第2項第5号 農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50アール（知事が別に定めている場合はその面積）以上となることが要件となっている。 また、知事が設定する別段の面積については、平成17年より、新規就農者等の受入れの促進により農地の有効利用等を図る観点から、遊休農地その他の効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在し、かつ、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合には、下限面積を弾力的に定めることができることとなっており、本制度を活用し下限面積を10アールまで引き下げることが可能である。	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4を改正し、新規就農時における農地取得下限面積要件を廃止する。	一定の要件を満たす地域において、新規就農時の農地取得下限面積要件を廃止する。このことにより、都市からの新規住民の受け入れを促進し、少子高齢化の進む地域の活性化を図る。また、中山間地域における担い手不足の解消、農地の保全につなげていく。	市市では、各地域が中心となり都市との交流を積極的に進めており、その参加者は年々増加している。近年では、こうした交流を通じて、U・Iターンを希望する団塊の世代や若者もいる。 こうしたU・Iターン希望者の多くは、特別な機械等を必要とする稲作よりも、まずは畑作を中心とした農業を営みたいという意見が多数を占めている。しかし、現在の農地法では、取得下限面積が広すぎ、畑作を中心とした新規就農を志す者にとっては、とても高いハードルとなっている。今後、市として"空家バンク"を開設し、地域と一体となって積極的に新規住民の受け入れに取り組む上での障害となっている。 中山間地域が抱える担い手不足の解消や農地の保全、また、新規住民の受け入れによる人口増加、地域の活性化を促進するために、本市の中でも、特に一定の条件（別紙）を満たす地域において、新規就農時の農地取得下限面積の廃止を求める。	C	—	農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。 一定の地域の新規就農者に限って下限面積要件を廃止し、10アール未満の農地の取得を認めることは、零細で非効率的な農地利用を招くことになり、許可制の根幹に反することであるので、認めることはできない。			C	—													1098010	三次市	農林水産省
100110	土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業の拡大	土地改良法第15条	土地改良区は、その地区内の土地改良事業及び当該土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。	現行の土地改良法第15条に特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大する。	特区により、現行土地改良法第15条の特例を設け、事業に一定の条件を定め、収益事業を行うことができるよう提案するものである。	前回提案の際、土地改良区の性格から収益的事業が認められないということでした。これにつき、現況、土地改良区は法に基づく強い公共的性格と権能をもつ法人であるが、諸情勢の変化から、組合員の求める公共性は土地改良法のそれと一致せず、また、このような状況から、公共性を有する団体であるがゆえに与えられた権能についても、現実と法との歪みを修正しないうえでの行使は、多くの組合員に反感をかうものとなっています。このような中、三次市土地改良区にみる公共的活動は、整備事業に精通し、法的に安定した存在である土地改良区が、地域の農業構造改革の中心となって、綿密な計画に基づく新鮮な生産・販売手法を率先して実践することであり、この活動を通じて、組合員の共感を得て、賦課金についても十分な理解のもと徴収することが出来ると考えます。このことを実現するため法の特例措置を求めるものです。			C	I	土地改良区は、事業施行について当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得て、都道府県知事の認可を受けて設立されるが、設立されるとその同意者も含めて事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が採られている。 また、組合員への賦課金により事業実施に必要な費用を賄っているが、土地改良区は賦課金の滞納者に対する強制徴収権も付与されている。 このように、土地改良区は土地改良事業の性格に基づく強い公共的性格・権能を持つ法人であることから、その業務の範囲は、こうした土地改良区の権能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されているところであり、収益を伴う営利事業を認めることはできない。	C	I														1098020	三次市	農林水産省
100120	地域バイオマスの利用施設に関する特区	・農業振興地域の整備に関する法律第3条、第8条、第11条、第13条 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	土地の農業上の用途区分が「農業用施設用地」であれば、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設は、農用地区域内であっても立地することが可能である。 用途区分が「農業用施設用地」でない場合は、用途を「農業用施設用地」に変更する必要があるが、用途変更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えない場合は、農業振興地域整備計画の変更の際に要する公告縦覧や知事への協議を行うことなく、市町村が変更することが可能である。	地域バイオマス資源をエネルギーなどに変換して利用しようとする場合、①その集積が廃棄物収集事業者に限定される、②燃焼施設の設置が制限される、③立地が制限される、などの制約があるが、これらの制約を取り除くことにより利活用を円滑に進める	地域バイオマスの利活用事業（バイオマスの変換利用事業）を実施する事業者に対して、次のような措置を講じる。①廃バイオマスの有償収集の許可、②当該施設の熱源として焼却施設を設置する場合、廃棄物処理施設としない、③当該施設の農用地区域等への立地手続きを簡素化する	地域バイオマスの資源化（利活用）について、廃棄物処理事業者以外の各種ノウハウを持った事業者の算入が進み、地域経済が活性化するとともに、二酸化炭素の排出削減など地球温暖化防止効果などが期待される。			D	—	③について 地域バイオマス資源の利活用施設のうち、耕作又は養畜の業務のために必要となる「廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設」については、農業上の用途区分が「農業用施設用地」であれば、農用地区域から除外することなく建設することが可能である。また、用途区分が「農業用施設用地」でない場合は、用途を「農業用施設用地」に変更する必要があるが、用途変更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えない場合は、農業振興地域整備計画の変更案の公告縦覧や知事協議を行うことなく、市町村が変更することが可能であり、手続きが簡素化されている。																1109070	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	農林水産省 環境省
100130	外米（ミニマムアクセス米）の清酒用利用	加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売等実施要領（平成16年4月1日15総食第925号農林水産省総合食料局長通知）第3	ミニマム・アクセス米（以下「MA米」）については、「加工原材料用に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売等実施要領」に基づき、月に1回の頻度で販売を行っているが、清酒及び酒造用アルファー化米等には販売を行っていない	輸入義務のあるミニマムアクセス米について、清酒および酒造用アルファー化米用を、販売用途に含める	ミニマムアクセス米について、低コスト化など消費拡大に繋がる新技術によることなどを条件に、清酒および酒造用アルファー化米用への販売を実施する	低コスト・高品質な日本酒の製造が可能となり、日本酒の消費拡大を通じた米の消費拡大、地域経済の活性化に繋がる	C		米については、その潜在的需給ギャップが大きいことから、主要食糧の需給と価格の安定に関する法律に基づき、生産調整を実施している。 19年度から、これまでのような行政が主体となるシステムから、農業者・農業者団体が主体となるシステムへ転換することとなっており、現在、新システムへの円滑な移行が喫緊の課題となっている。 このような中で、MA米を清酒用及び酒造用アルファー化米用に販売する場合、MA米を販売した分は生産調整の拡大が必要となり、新システムへの円滑な移行の支障となりかねないので、認めることは困難である。	C															1109080	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	農林水産省

10　農林水産省（特区第10次 再々検討要請回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置 （事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
100140	森林組合による山林の所有	森林組合法（昭和53年法律第36号）第4条、第9条	森林組合法（昭和53年法律第36号。以下「法」という。）第26条第1項の規定により、保続培養及び生産力の増進を図るためにはその組合が自ら経営することが相当と認められる森林について、組合員の3分の2以上の同意を得た上で、組合自らが所有し経営することが認められている。 一方、森林組合は森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を目的として設立された協同組合であり、その行う事業については、法第4条において、「その行う事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであって、営利を目的としてその事業を行ってはならない」とされ、法第9条において具体的な事業が規定されているが、所有森林の証券化事業については規定されておらず、森林組合自らがこれを行うことはできない。	森林は国民の共有の財産であり、国土保全のみならず、最近では健康ツーリズムや音産、農業など森林資源を使った多様なビジネスが展望され、それによって森林の活性化が期待できる。しかし、森林組合は、森林組合法で事業が決められているため、事業の自由度が低い。事業に必要な資金を集める方法として、不動産の証券化が多く見られるようになっているが、現行法では、森林組合自身が不動産の証券化事業を行なうことができないため、都市開発等で成果が出つつある手法を林業現場に使うことができない。これを可能にしてもらいたい。	森林組合による山林の所有と証券化ビジネス	一般の経済活動において認められているビジネスノウハウ、人材が森林事業の現場にも導入・投入されることにより、森林業の再生・活性化が促進される。	C	I	法第4条によると、森林組合は組合員のためにその事業を行うべきであり、営利を目的とする事業を行ってはならないとされている。 これは、森林組合の事業活動は、森林所有者たる組合員の経済的社会的地位の向上のために組合員の経済活動についての相互扶助を行うものであるという森林組合の本質を宣明しているものである。 これを踏まえて、法第9条第1項及び第2項の各号において森林組合が行い得る事業を限定列挙しているが、組合自らが行う不動産（森林）の証券化事業については、森林所有者たる組合員の経済的社会的地位の向上と関連性がないことから、森林組合法の想定する事業目的や事業内容の範囲を超えていると考えられる。 したがって、森林組合が自ら不動産の証券化事業を行うことは認められない。 なお、森林組合が、分収育林契約を締結することにより、資金又は資産提供者に対して森林から得られる収益を配分することは可能であると考えられる。	森林の経営費用をどのように調達するかは組合員の経営課題のひとつと考えられる。森林組合が、分収育林契約を締結することにより資金又は資産提供者に対して得られる収益を配分することが可能であるならば、森林組合が、経営費金を調達することを目的に組合員が証券化を行うことができるよう、特定目的会社に出資することは可能なのではないか。右提案者意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	間伐材を炭化し、メタンを得る技術があるが、このような技術を活用すれば、間伐材をメタンガスとして売ることができる。木材として全て販売することが難しくても、メタンガスとすれば、木材よりも容易に全量を販売することができる。しかし、このようなビジネスを行おうとしても資金を集めることが難しく、着手できないことも多い。提案趣旨は、こうしたチャレンジをしようとする森林を対象に森林を証券化し、資金を集めるファンドを森林組合が作ることができないかということである。	D	I	森林組合法上、組合が法人等に出資を行うことに対する制限についての特段の規定は存在しない。同法の趣旨を踏まえると、法人等が行う事業が同法の目的・事業の範囲と相矛盾しないものであり、また組合の定款で定めた目的に沿った事業である場合に、組合自らがその経営基盤を危険にさらすことがないものと判断し、総会において組合員からの同意を得て特定目的会社に出資を行うのであれば、当該特定目的会社の根拠法において出資者に係る制限がない限り、組合が出資を行うことについて、法的な問題は発生しないものと解される。	D	I	1109160	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	農林水産省
100150	海外支援物資の迅速な受け入れ体制の構築 （国際防災協力特区）	家畜伝染病予防法 植物防疫法	①　我が国に輸入される植物については、海外からの植物に有害な病害虫の侵入を防止するため、植物防疫法第7条の規定により、指定された病害虫の発生地域からの寄主植物の輸入が禁止されている。 また、同法第8条により、植物を輸入する際には、指定した港あるいは飛行場から、検査を受けた上で輸入することとされている。 ②　我が国に輸入される畜産物については、海外からの口蹄疫等の悪性伝染病の侵入を防止するため、家畜伝染病予防法第36条の規定により、輸入が禁止されている国・地域がある。 また、同法第40条第3項の規定により、輸入検査は指定した港あるいは飛行場で行うこととされている。	台湾・花蓮市等との取り決めより輸送されることとなる海外支援物資等を受け入れるため、 税関、検疫及び入国管理といった関係各機関との事前協議に基づき、円滑に受け入れられるようにする。	与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で防災及び災害支援の協力に関する取り決めを締結し、迅速かつ的確な災害支援体制を整備することが重要である。しかし、海外から支援物資（緊急支援物資、備蓄物資等）の受け入れには、様々な手続きが必要であり、政府機関の人員が常駐していないことから、関係機関と事前協議により対処できるようにする。また、地域防災計画に基づき、平時から防災研修、受け入れ訓練を行う。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が必要不可欠であるという教訓を改めてもたらした。 与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509kmあるといわれ、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。	D	—	「農林水産省防災業務計画」において、動植物検疫は、「その緊急性にかんがみ、輸入及び国内での利用が円滑に行えるよう特段の配慮をするものとする。」としている。 この趣旨を踏まえ、我が国への有害動植物及び悪性伝染病の侵入の可能性を回避できる物資について、あらかじめ生じうる問題と円滑な受け入れが可能となるように方策を検討すること（事前協議）は、現状でも可能である。	右提案者意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	別様あり。意見書の全文は補足資料をお読み願います。 以下質問等概略。 ①海外支援物資の迅速な受入れにあたり、地方公共団体の長が防災支援受入れに係る判断を行うこと等について。 ②海外支援物資の迅速な受入れに係る事項： 緊急時の動植物検疫に関する配慮、有害動植物及び悪性伝染病侵入の可能性を回避できる物資の受入れ、事前協議等に関して。 ③国境・孤立型離島等の特異な環境、緊急災害時における国際防災協力の必要性等をふまえた、協定等を結んだ国外地方公共団体からの支援受入れに必要な措置について。 （町と関係省庁との事前調整、国際防災協力特区としての検討要請等） ④「国境地域」に対する認識・取り組みについて。	D	—	②については、貴見のとおり。	本提案では、災害相互支援協定等を結んだ国外地方公共団体等からの円滑・迅速な支援物資の受入れに向けて、国際防災協力特区として、これに必要な諸手続きにつき、税関、検疫、入国管理等を所掌する関係機関との事前協議により円滑に対処したい旨申し述べたが、これについて、「我が国への有害動植物及び悪性伝染病侵入の可能性を回避できる物資について、あらかじめ生じうる問題と円滑な受入れが可能となるように方策を検討すること（事前協議）は、現状でも可能である」との回答を得たことは有意義なものと認識する。よって、今後は貴省を含む関係府省と具体的な協議調整を図り、その成果を国際防災協力のモデルとして結実させたいと考えている。	D	—	1113020	与那国町	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府